

入 札 説 明 書

岡山公共職業安定所のレイアウト変更に伴う什器等購入及び移設等業務一式

令和8年9月

岡 山 労 働 局

目 次

- 1 入札公告
- 2 仕様書
- 3 入札説明書
- 4 付記事項
 1. 提出書類
 2. 入札方法及び書類等提出方法
 3. 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

添付書類

契約書（案）、封筒記載例

別添様式類

様式 1－1（入札書）
様式 1－2（入札書）
様式 2（委任状）
様式 3（電子入札案件での紙入札方式での参加について）
様式 4（入札参加資格確認関係書類）
様式 4－2（入札参加資格確認申請・証明書）
様式 4－3（入札参加資格確認申請・証明書）
様式 5（入札辞退届）
様式 6（開札承諾書）
様式 7（入札参加受付票）
様式 8（誓約書）
様式 9（自己申告書）
調達についての質問票
入札書内訳書
入札の流れ

1 入札公告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に附します。

令和8年9月9日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

◎調達機関番号 017 ◎所在地番号 33

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 26
- (2) 調達件名 岡山公共職業安定所のレイアウト変更に伴う什器等購入及び移設等業務一式
- (3) 調達件名の仕様等 仕様書による。
- (4) 履行期限 契約締結日から令和9年1月29日までとする。
- (5) 履行場所 仕様書による。
- (6) 入札方法 入札金額は総価で行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）

2 電子調達システムの利用

本案件は、電子調達システムにより行うこととする。

なお、電子調達システムによりがたい者は、当局へ申し出を行い、紙入札方式参加届を提出することにより、紙入札方式によることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされているものであること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（(ホ)及び(ハ)については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - (イ) 厚生年金保険 (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - (ハ) 船員保険 (ニ) 国民年金 (ホ) 労働者災害補償保険 (ヘ) 雇用保険注）各保険料のうち(ホ)及び(ハ)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階
岡山労働局総務部総務課会計第二係 内田
電話 086-225-2011
- (2) 入札説明書の交付方法

岡山労働局ホームページ (<https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/>) に掲載する。

(「調達・売払情報」→「入札情報」)

(3) 入札説明書等の交付期間

本公告の日から令和8年10月29日(木)午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムによる入札書類データ(証明書等)の受領期限及び紙入札参加届等書類(証明書等)の受領期限
令和8年10月30日(金)午後5時

(2) 電子調達システムによる入札書の受領期限及び紙入札方式による入札書の受領期限
令和8年11月2日(月)正午

(3) 開札の日時及び場所
令和8年11月2日(月)午後1時
岡山労働局(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階)

(4) 電子調達システムのURL
<https://www.p-portal.go.jp/>

(5) 入札等の問い合わせ先
上記4(1)に示す場所と同じ。

(6) 紙入札方式による入札書等の提出先
上記4(1)に示す場所と同じ。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金
会計法第29条の4及び予決令第77条第1項第2号の規定により免除する。

(3) 契約保証金
会計法第29条の9及び予決令第100条の3第1項第3号の規定により免除する。

(4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書及び仕様書に記載された書類を提出しなければならない。
なお、入札者は支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 留意事項
担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

(6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

(7) 契約書作成の要否
契約書の作成を要す。原則、契約書の締結は電子契約によることとする。

(8) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(9) 落札者の公表
落札者の氏名、住所及び落札価格等の落札結果については公表することとする。

(10) その他
詳細は入札説明書による。

Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: MATSUOKA Munehiro, Director of the General Affairs Department, Okayama Labor Bureau
- (2) Classification of the products to be procured: 26
- (3) Nature and quantity of the products to be purchased: A complete set of fixtures for Okayama Public Employment Security Office.

- (4) Delivery period: From the contract date to 29 January 2027
- (5) Delivery place: As in the specifications
- (6) Qualifications for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
- ① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, persons under Conservatorship or Person under Assistance who have obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
 - ② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
 - ③ Have been assigned Grade A, B, or C in "Selling" in terms of qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2025 / 2026 /2027 and be qualified to participate in competitive bidding.
 - ④ Not be in arrears in the payment of insurance premiums. With respect to items (E) and (F), no arrears shall exist for the two years preceding the tender submission deadline, for bidders subject to the following insurance systems :
 - (A) Welfare annuity insurance
 - (B) Health insurance (by Japan Health Insurance Association)
 - (C) Seamen's insurance
 - (D) National pension
 - (E) Worker's compensation insurance
 - (F) Unemployment insurance
 - ⑤ Prove that there are no false statements in the tender documents.
 - ⑥ Prove that neither business conditions nor credibility have deteriorated.
 - ⑦ Are not currently subject to a suspension of nomination by Ministry of Health Labour and Welfare.
 - ⑧ Have not received any administrative sanction for violations of laws and ordinances under the jurisdiction of the Ministry of Health Labour and Welfare within the past year.
- (7) Time limit for tender: 12:00, 2 November 2026
- (8) Other: For details concerning this tender, refer to the Tender Explanation.
- (9) Contact point for the notice: UCHIDA, 2nd Accounting Section, General Affairs Division, Okayama Labor Bureau, 3rd Floor, Okayama Second Joint Government Office Building, 1-4-1 Shimoishii, Kita Ward Okayama City 700-8611 Japan Tel: 086-225-2011

2 仕 様 書

仕 様 書

1. 件 名 岡山公共職業安定所のレイアウト変更に伴う什器等購入及び移設等業務一式
2. 調達目的 岡山公共職業安定所にて使用しているハローワークシステムの更改に伴い、空きスペースを有効活用し、職業紹介業務の機能強化を図るため、不足する什器等の調達及び既設什器の移設を行うもの。また、什器入替作業と同時に、会議室・個別ブースの設営及び1階事務室内タイルカーペットの張替作業を行うもの。
3. 調達品 別添「仕様書別紙①～④」のとおり
4. 納入場所 岡山公共職業安定所（岡山市北区野田 1-1-20）
ハローワークプラザ岡山（岡山市北区本町 6-36 第一セントラルビル 7 階）
5. 履行期限 令和9年1月29日（金）

作業日は原則土曜日、日曜日及び祝日の8時30分から17時15分の間とし、作業日時や作業工程等の詳細については、岡山労働局及び現地担当者と打ち合わせを行うこととする。平日の夜間に作業を行うこととなる場合は、現場責任者と調整を行う。

なお、実施日は1月16日（土）～1月17日（日）又は1月23日（土）～1月24日（日）の2日間を予定している。

なお、専門業者や各種工事施工業者が同時に施工する場合には、現地担当者の指示のもと業者間で協力のうえ滞りなく工程を終えるよう履行すること。
6. 業務内容
 - （1）調達物品、仕様及び数量
 - ①詳細は仕様書別紙①～④及び変更後レイアウト図のとおり。
 - ②新品であること。
 - ③グリーン購入法に定める特定調達品目については、グリーン購入法の判断基準に適合している商品であること。また、それ以外の品目についても、環境に配慮した物品であること。
 - ④組み立て及び取り付けが必要な物品については、適切な作業を行い、即使用できる状態にすること。
 - ⑤什器の色は、契約締結後、打ち合わせにより詳細な色合いを決定する。
 - （2）既設什器等の移設

①仕様書別紙什器類移設レイアウト図に記載された物品（緑で示している）を指定位置へ移設すること。

②作業に伴い、移設しない什器を動かす場合は元の位置に戻すこと。

③移設する既設什器等は、耐震対策のため床固定や横連結等を行っている什器もあるため、移設の際はそれらの解体等を行うこと。また、什器を移設し再設置する際、必要に応じて床固定、壁固定、横連結等を行うこと。

④移設に伴い、OAフロア床下に配置している電源等配線の床上への出入り口についても位置の調整を行うこと。

⑤什器類の移設に伴うパソコン、ディスプレイ、電話機等の移動、配線の抜き取り作業は職員又はシステム保守業者等があらかじめ行う。

7. タイルカーペット張替作業（1階事務室受付前）

（1）1階事務室受付前の既存カーペットを撤去し、新品カーペットを敷設すること。張替面積は約15㎡。

（2）詳細は仕様書別紙①及び1F新レイアウト図のとおり。

（3）ホコリ、ゴミ等を十分に取り除き、不陸がないよう張り替えること。

（4）1階エントランスから受付カウンターまでの間（既存の点字ブロックがある部分）は点字ブロック付きのカーペットを取り付けること。

（5）裏面接着材塗布タイプのものとし、接着剤は粘着剥離（ヒールアップ）形を使用する。

（6）消防法に基づく防火性能を有し、防火表示のあるものとする。

（7）色は作業前に岡山所担当者と協議の上決定する。

8. 会議室・セミナー参加・個別ブース設置作業

（1）仕様書別紙②・③及び新レイアウト図のとおりパネル等の組立及び設置を行うこと。

（2）2階視聴覚室設置予定場所の既存のパネルの取り外しを行うこと。

（3）会議室・セミナールームのパネルの横幅について、最適な寸法で調整すること。

9. 作業上の留意事項

（1）詳細な日程や作業内容については、現地担当者と十分な打ち合わせを行い、事前調整をすること。

（2）搬入経路上、適法な養生を施し、施設の損害防止に努めることとし、作業終了後は養生を撤去し清掃を行うこと。なお、万が一施設に損害を与えた場合は、施設管理者指示のもと契約業者の責任により誠意をもって迅速に対応すること。

（3）各業務は、関係法令に従って実施すること。また、関係法令に関し許認可等の申請が必要な場合は、全て契約業者の負担の上、行うものとする。

- (4) 搬入に際し発生した梱包材、廃棄物品等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守し、契約業者が適法な方法で処理すること。

10. 再委託について

- (1) 契約業者は、委託業務の全部を第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 契約業者は、再委託する場合には、別添契約条項に定めるとおり、発注者に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 契約業者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者の行為について、発注者に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) その他詳細は、別添契約書条項に定めるとおりとする。

11. 連絡及びアフターメンテナンス体制

- (1) 納入にかかる一切の問い合わせ窓口は契約業者に一本化することとし、誠意をもって速やかに対応すること。なお、納入完了後も同様とする。
- (2) 納入物品の保証期間は、納入後1年間（メーカーにおいて1年間以上保証期間を定めている場合は、当該期間とする。）とし、設計・製造、施工時の不備により生じた故障又は納入物品の瑕疵及び正常な使用状態で生じた故障等については、契約業者が無償（部品代、出張費、作業費等の諸経費を含む。）で修理又は交換すること。
- (3) 無償保証期間終了後の修理受付についても契約業者が窓口となり、誠意をもって速やかに対応すること。

12. 実地調査

入札参加者は応札前に現地調査を実施し、施設内の寸法の確認を行うこと。調査可能な時期は開札日より暦日数で7日前までとする。現場確認のために施設へ訪問する際は、事前に日時について現場担当者と協議を行い、担当者立会の下で確認を行うこと。落札後に現況の不明等を理由として契約不履行・異議申し立てを行うことはできない。

13. 同等品申請に係る留意事項

参考品目以外のもので応札する場合は、参考品目と同等以上の品質・性能等を有する物品とし、以下の書類を開札日4開庁日前までに提出し、審査を受けること。なお、期限までに申請がない場合や、審査の結果「不承認」となった製品については、同等品の選択は不可とする。

《提出書類》

ア 同等品申請書（任意様式）

イ 応札予定物品の詳細が分かる資料（カタログ等）

14. 守秘義務

本契約に際し知り得た情報等を第三者に漏らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。本契約の履行が完了した後においても同様とする。なお、受領した図面その他入札に関する情報は、本調達案件にかかる業務のみに利用し、本業務終了後は、当局の指示に従い返却又は廃棄若しくは抹消すること。

15. 納品検査及び支払いについて

- （１）納入及び設置完了時には、検査職員による検査を受けること。また、検査合格後は請求書を作成すること。
- （２）請求書は、「官署支出官 岡山労働局長」へ提出するものとし、発注者は適法な請求書を受理した日から３０日以内にその対価を支払うものとする。

16. その他

本仕様書の内容、解釈及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、担当者と協議し決定すること。

17. 本案件に関する問い合わせ先

【契約・仕様に関する問い合わせ先】

岡山労働局総務部総務課 内田

電話：０８６－２２５－２０１１

【現地確認・立ち合いに関する問い合わせ先】

岡山公共職業安定所 弘中・高原

電話：０８６－２８３－５１４１

仕様書別紙① 什器等購入

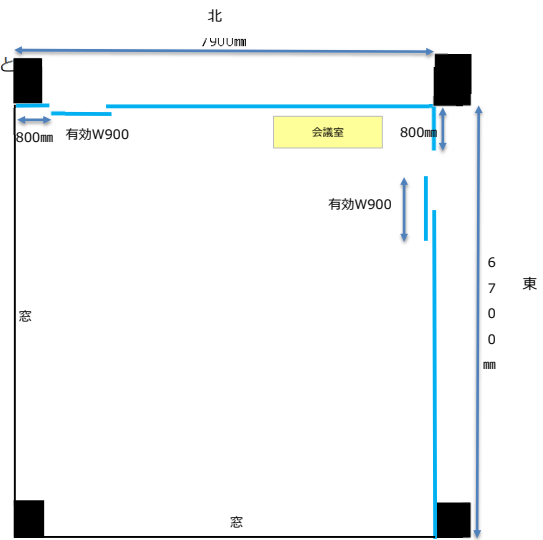
番号	品 名	場 所	規格	参考品目		数量
1	テーブル	2F ミーティングスペース	W650×D450×H700 パネル付き・キャスター脚・折り畳みスタック式	KOKUYO	SST-PSFH1B	8
2		1F セミナールームA				7
3		1F 個別相談BD				8
4		ハローワークプラザ				33
5		2F 研修室				13
6		1F 専門援助個別相談	W1800×D750×H720 パネルなし・アジャスター脚・ポリッシュ脚	KOKUYO	MT-JTTR187	1
7	イス	2F ミーティングスペース	肘付き・キャスター付き・水平スタック式	KOKUYO	K23-W21CW	8
8		1F セミナールームA				7
9		1F 専門援助個別相談				4
10		1F 個別相談BD				8
11		ハローワークプラザ				33
12		1F セミナールームB	メモ台付きチェア 座クッションタイプ・ミドルハイトタイプ	KOKUYO	K02-W912W	13
13		1F 個別相談AC				10
14		2F 視聴覚室				12
15		2F 研修室	アディショナルバック(H1125mm以上)・T型肘付き エコPVCLレザー・キャスター脚	KOKUYO	C06-B412S	13
16		1F 総合受付	作業用イス・ミドルハイトタイプ・ステップ付き	KOKUYO	CR-FGP542	2
17	ロビーチェア	1F 待合フロア	W1500×D600×H700 背もたれあり 3人用	KOKUYO	CN-61	12
18		ハローワークプラザ	W1800×D600×H400 背もたれなし 3人用		CN-60B	3
19	ローカウンター	2F 求人第2部門窓口	W1200×D800×H700 デコレーション仕様	KOKUYO	CO-SD2	3
20			ローカウンター用エンドパネル	KOKUYO	COS-SD1	2
21	コミュニケーションボード	2F 求人第1部門窓口	W860×H1760 クロスパネル	KOKUYO	SSP-CP189	4
22			丸ベース		SSPB-1	5
23			ポール		SSPF-1	5
24	スクリーンパネル	ハローワークプラザ	W1200×H1500 ストレート	ITOKI	AFA-1215SH	2
25	キャビネット	1F 相談第3部門	W900×D450×H1050 上置用 2枚引き違い戸	KOKUYO	BWU-HU259	2
26			W900×D450×H1050 下置用 両開き扉 ダイヤルロック		BWU-SDD59	1
27			W900×D450×H1050 下置用 3段引き出し		BWU-L3A59	1
28			W900×D450×H60 ベース		BWUB-S9	2
29	案内板	1F 応募書類作成コーナー	W340×D350×H1400	KOKUYO	GB-62	2
30		1F セミナールームAB	W515×D430×H1400		GB-63	2
31		1F 専門援助部門	W660×D430×H1400		GB-64	1
32	プリンター台	1F 応募書類作成コーナー	W750×D750×H720	KOKUYO	MT-JTJR77	1
33		ハローワークプラザ	アジャスター脚・ラウンドコーナー			1
34	タイルカーペット	玄関入口～受付	W500×D500×H6.0 16枚入り 赤色	ニトリ	タピスプレーヌⅡ	3
35	点字	玄関入口～受付	W300×D300 誘導用 15枚+予備5枚 タイルカーペットへ貼り付け JIS規格適応		「屋内用視覚障害 サポートマットはた る」 20枚組	1
36	点字	玄関入口～受付	W300×D300 警告用 9枚+予備6枚 タイルカーペットへ貼り付け JIS規格適応		「屋内用視覚障害 サポートマットはた る」 5枚組	3

仕様書別紙② 会議室・セミナールーム設置

(1) 2F 会議室(新設)

- ・ 右図のとおり設置
- ・ パネルはアルミ製 マグネットの貼り付けを可能とすること 白色とすること
- ・ ドアは2箇所設置し、スライド式
- ・ ドアは擦りガラス(横150mm×縦200mm以上)入り
- ・ 床～天井 2600mm
- ・ 北面のパネルは天井まで隙間なく設置(欄間を設けない)
- ・ 東面のパネルは天井から30cmの欄間を設ける

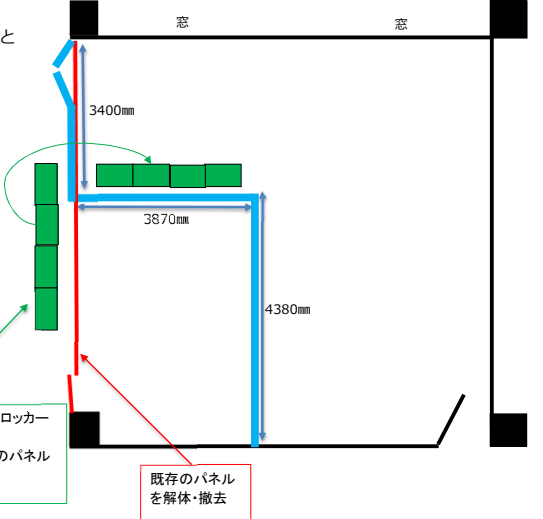
品名	規格	参考品目		数量
アルミパーテーション (全面パネル)	H2600	COMANY	全面パネルCP	-
三方枠パネル	H2600・有効W900	COMANY	三方枠パネルCPO	1
アルミパーテーション (欄間オープンパネル)	H2600	COMANY	欄間オープンパネルCOP	-
三方枠パネル	H2600・有効W900	COMANY	三方枠パネルCPH	1
後付戸袋なし仕様HD	H2600・有効W900	COMANY	後付戸袋なし仕様HD-3KB	2
ドア用ガラス		COMANY	ドア用ガラス	2
アルミポール	H2600	COMANY	アルミポールCEH	1



(2) 2F 会議室 間仕切り

- ・ 右図のとおり既存の会議室に間仕切りを設置
- ・ パネルはアルミ製 マグネットの貼り付けを可能とすること 白色とすること
- ・ 天井まで隙間なく設置(欄間を設けない) 床～天井 2600mm
- ・ 音漏れしないよう防音効果の高いパネルとする。
- ・ 空調、煙感知器、非常灯を避けて設置
- ・ 既設パネルを解体・撤去
- ・ ドアは擦りガラス窓(横150mm×縦200mm以上)入り

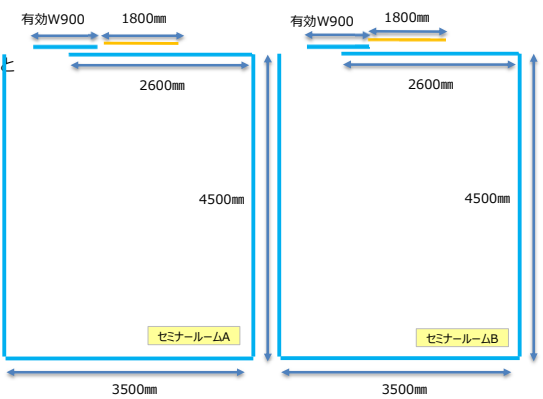
アルミパーテーション (全面パネル)	H2600	COMANY	全面パネルCP	-
欄間パネル (親子ドア)	H2600	COMANY	欄間パネル親子ドアCPDDG	1
ドア用ガラス		COMANY	ドア用ガラス	1
アルミポール	H2600	COMANY	アルミポールCEH	1



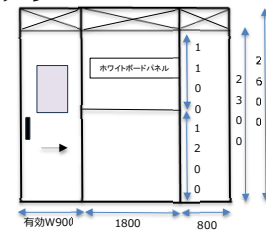
(3) 1F セミナールーム A・B

- ・ 右図のとおり設置(同一規格のものを2つ)
- ・ パネルはアルミ製 マグネットの貼り付けを可能とすること 白色とすること
- ・ ドアは2箇所設置し、スライド式
- ・ ドアは擦りガラス窓(横150mm×縦200mm以上)入り
- ・ パネルの1部は幅1800mm程度のホワイトボードパネル
- ・ 天井からの欄間を300mm設ける
- ・ 音漏れしないよう防音効果の高いパネルとする。

アルミパーテーション (欄間オープンパネル)	H2600	COMANY	欄間オープンパネルCOP	-
アルミパーテーション (欄間オープン2パネル)	H2600	COMANY	欄間オープンパネルCOPP	-
三方枠パネル	H2600・有効W900	COMANY	三方枠パネルCPO	2
後付戸袋なし仕様HD	H2600・有効W900	COMANY	後付戸袋なし仕様HD-3KB	2
ドア用ガラス		COMANY	ドア用ガラス	2



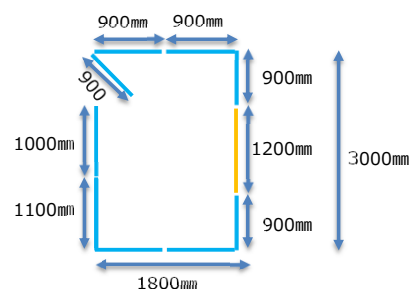
入り口側(内側)イメージ



仕様書別紙③ 個別ブース設置

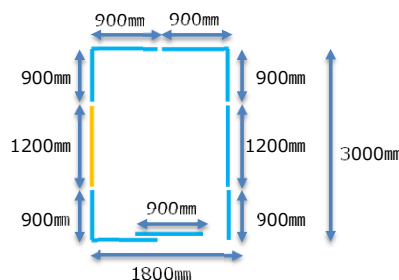
(4) 1F 個別相談ブース ×2 (開き戸)

品名	規格	参考品目	数量
スチールパネル	W1100×H1935	FZR-1119AS	2
スチールパネル	W1000×H1935	FZR-1019AS	2
スチールパネル	W900×H1935	FZR-0919AS	12
ホワイトボードパネル	W1200×H1935	FZR-1219AN1	2
ドアパネル	W900×H1935 窓付き 鍵付き	FZR-19DSM1	2
連結ポスト	H1935	FZR-19JS	8
床固定金具	H15	FZSA-PF	4
吸音パネル	W450×H450 2枚セット	FABA4545MFYW1	10



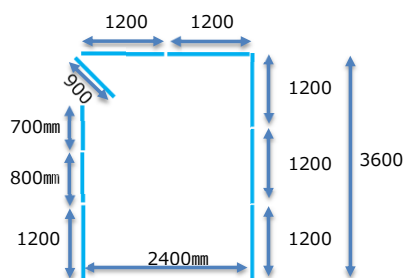
(5) 1F 個別相談ブース ×2 (スライドドア)

品名	規格	参考品目	数量
スチールパネル	W1200×H1935	FZR-1219AS	2
スチールパネル	W900×H1935	FZR-0919AS	14
ホワイトボードパネル	W1200×H1935	FZR-1219AN1	2
スライドドアパネル	W900×H1935 樹脂扉 鍵付き	FZR-0919SGB1	2
連結ポスト	H1935	FZR-19JS	8
床固定金具	H15	FZSA-PF	4
吸音パネル	W450×H450 2枚セット	FABA4545MFYW1	10



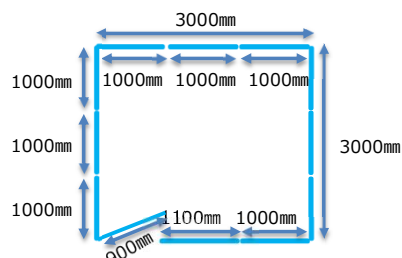
(6) 2F ミーティングルーム

品名	規格	参考品目	数量
スチールパネル	W1200×H1935	FZR-1219AS	8
スチールパネル	W800×H1935	FZR-0819AS	1
スチールパネル	W700×H1935	FZR-0719AS	1
ドアパネル	W900×H1935 窓付き 鍵付き	FZR-19DSM1	1
連結ポスト	H1935	FZR-19JS	4
床固定金具	H15	FZSA-PF	2
吸音パネル	W450×H450 2枚セット	FABA4545MFYW1	10



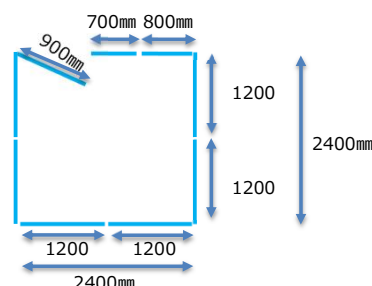
(7) ハローワークプラザ面談スペースA

品名	規格	参考品目	数量
スチールパネル	W1000×H1935	FZR-1019AS	10
スチールパネル	W1100×H1935	FZR-1119AS	1
ドアパネル	W900×H1935 窓付き 鍵付き	FZR-19DSM1	1
連結ポスト	H1935	FZR-19JS	4
床固定金具	H15	FZSA-PF	2
吸音パネル	W450×H450 2枚セット	FABA4545MFYW1	10



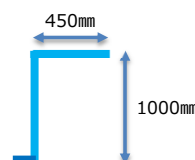
(8) ハローワークプラザ面談スペースB

品名	規格	メーカー	品番	数量
スチールパネル	W1200×H1935	ITOKI	FZR-1219AS	6
スチールパネル	W800×H1935		FZR-0819AS	1
スチールパネル	W700×H1935		FZR-0719AS	1
ドアパネル	W900×H1935 窓付き 鍵付き		FZR-19DSM1	1
連結ポスト	H1935		FZR-19JS	4
床固定金具	H15		FZSA-PF	2
吸音パネル	W450×H450 2枚セット		FABA4545MFYW1	10



(9) 職業相談第4部門窓口パーテーション ×6

品名	規格	メーカー	品番	数量
クロスパネル	W450×H1335	ITOKI	FZR-0413AR	6
クロスパネル	W1000×H1335		FZR-1013AR	6
片側安定板	H12		FZRA-PS-T1	6
連結ポスト	H1335		FZR-13JS	6

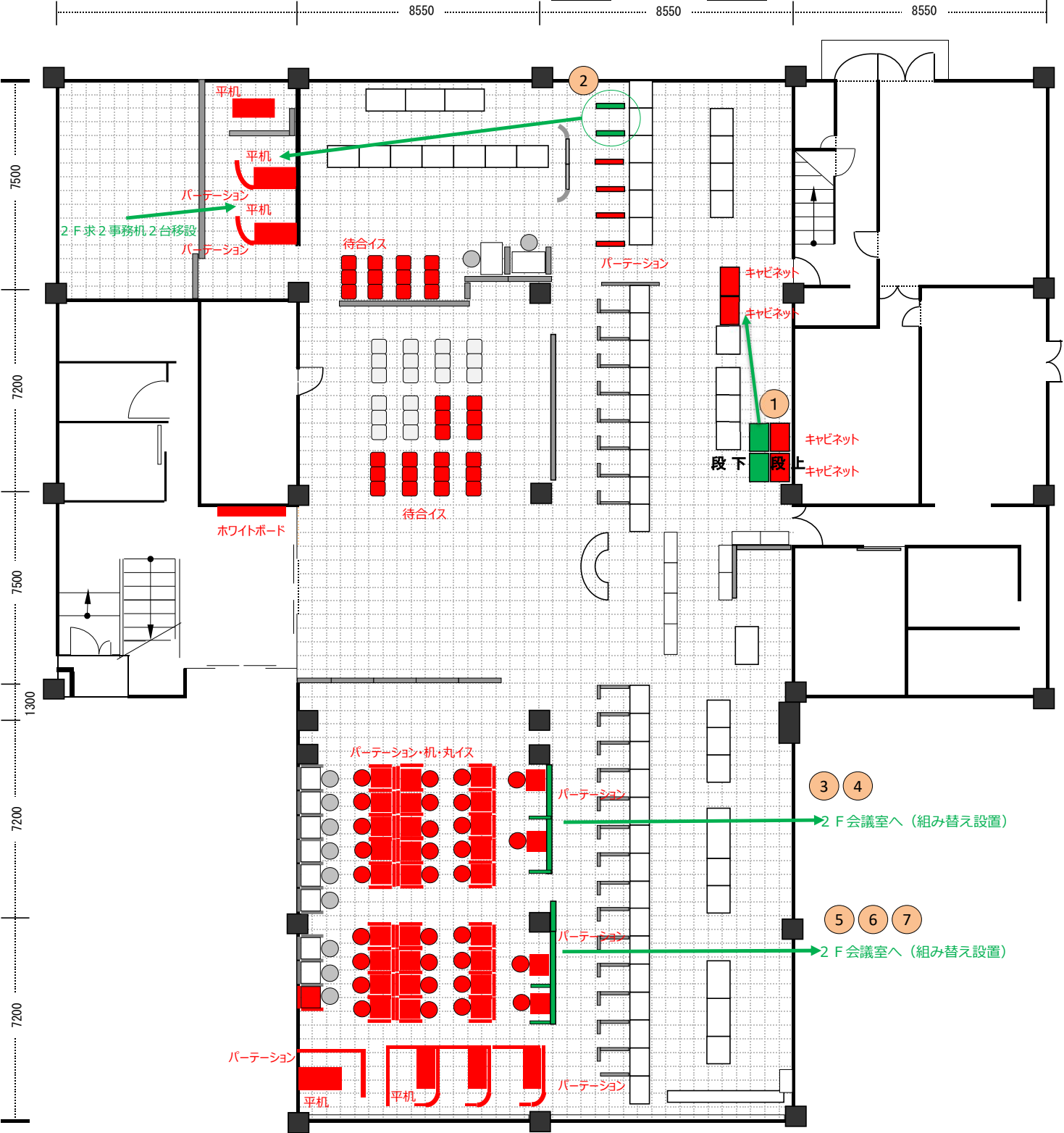


仕様書別紙④ OA機器購入

番号	品 名	場 所	規格	参考品目		数量
1	モニター	2F会議室・2F研究室	サイズ:65型程度 解像度:4k(3840×2160)	I-O DATA	LCDU651DX	2
2	モニター	1FセミナールームAB・プラザ面談スペースA	サイズ:43型程度 解像度:4k(3840×2160)	I-O DATA	LCDU431D	3
3	ディスプレイスタンド	2 F会議室・2F研修室	65インチモニター対応 移動式 W1067・D801・H1725	サンワサプライ	CR-PL57BK	2
4	スリムテレビスタンド	1FセミナールームAB	43インチモニター対応 移動式 W500・D440・H1685～1885	サンワサプライ	CR-PL46W	3
5	HDMIケーブル	2 F会議室・2F研修室・1FセミナールームAB・プラザ面談スペースA	長さ5m HDMI端子⇄HDMI端子	オリジナルベーシック	PRM HDMI 5.0PB	5
6	電源タップ	2 F会議室・2F研修室・2F視聴覚室・1FセミナールームAB・1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	長さ5m 4口以上 通電表示付き	エレコム	T-ECO3450NM	9
7	マウス	2 F会議室・2F研修室・2F視聴覚室・1FセミナールームAB・1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	無線(bluetooth&USB兼用) 3ボタン	ロジクール	M550MGR	3
8	プリンター	1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	インクジェット トナーインク大容量タンク式 インク色数: 4色 用紙サイズ: L版～A4 縮小・拡大: 25～400% 印刷速度: (カラー)約9.0ipm (A4縦) 以上 (モノ)約18.0ipm (A4縦) 以上	エプソン	EW-M638T	2
9	WEBカメラ・マイク	2F研修室・1FセミナールームAB・プラザ面談スペースA 他	WEBカメラ・マイク・スピーカー一体型 カメラ: 入力・2K×4 出力・1080pフル マイク: 半径5mまで認識可能 スピーカー: 10W×3	ソースネクスト	KGC1-BK	2
10	トナーインク	1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	イエロー 70ml 番号8のプリンターに対応する機種	エプソン	HAR-Y	2
11	トナーインク	1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	マゼンタ 70ml 番号8のプリンターに対応する機種	エプソン	HAR-M	2
12	トナーインク	1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	シアン 70ml 番号8のプリンターに対応する機種	エプソン	HAR-C	2
13	トナーインク	1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	ブラック 127ml 番号8のプリンターに対応する機種	エプソン	YAD-BK	2
14	メンテナンスボックス	1F応募書類作成コーナー・プラザ書類作成スペース	番号8のプリンターに対応する機種	エプソン	EWMB2	2

仕様書別紙 1F 什器類移設レイアウト図

処分 移設



No	名称	規格	数量
1	キャビネット	W900×D450×H1500	2
2	パーティション	W700×H1500 厚み5cm程度	2
3	パーティション	W1200×H1500 厚み4cm程度	2

4	パーティション	W700×H1500 厚み4cm程度	5
5	パーティション	W1000×H1500 厚み4cm程度	4
6	パーティション	W700×H1500 厚み4cm程度	2
7	パーティション	W700×H1300 厚み4cm程度	1

仕様書別紙 2 F 什器類移設レイアウト図

■ 処分 ■ 移設



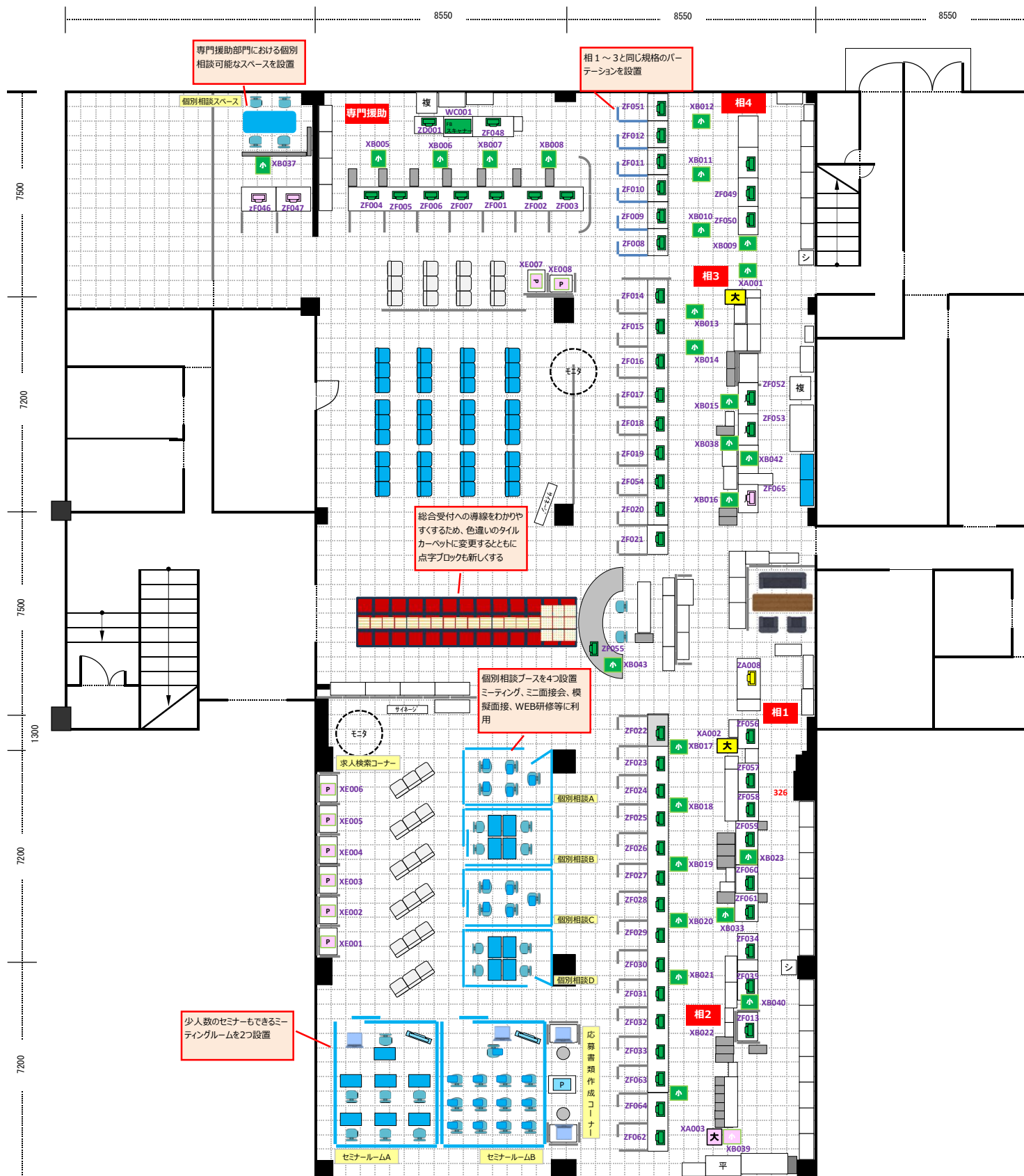
8	ロッカー	W900 × D450 × H(1100+1440)	2
9	ロッカー	W800 × D440 × H920	2
10	パイプ椅子	W450 × D740 × H720	10

11	ロビーチェア	W1450 × D480 × H40	4
12	事務机	W1000 × D700 × H700	2
13	カウンター机	W3690 × D690 × H720	2

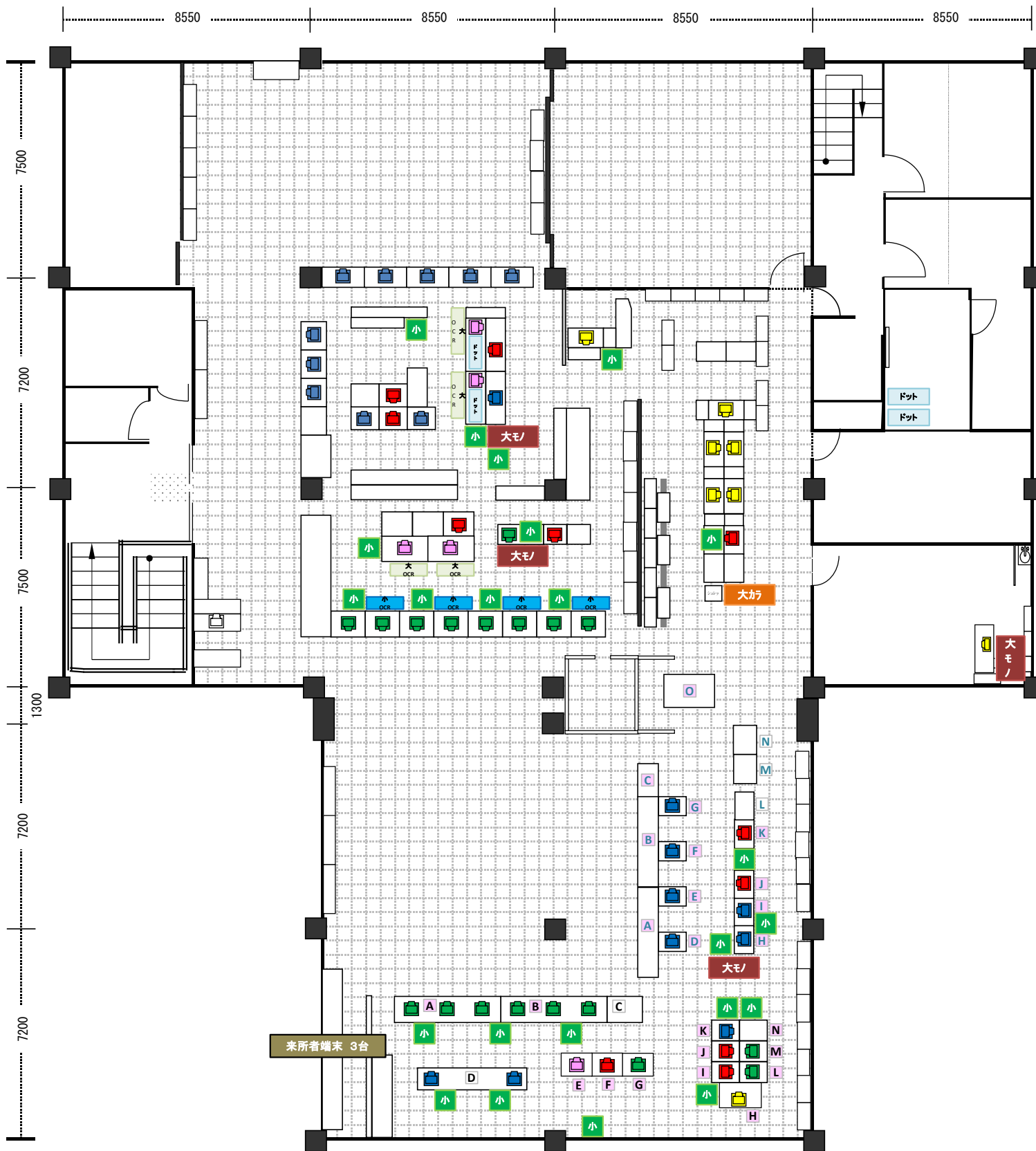
ハローワーク岡山 1F 現状レイアウト



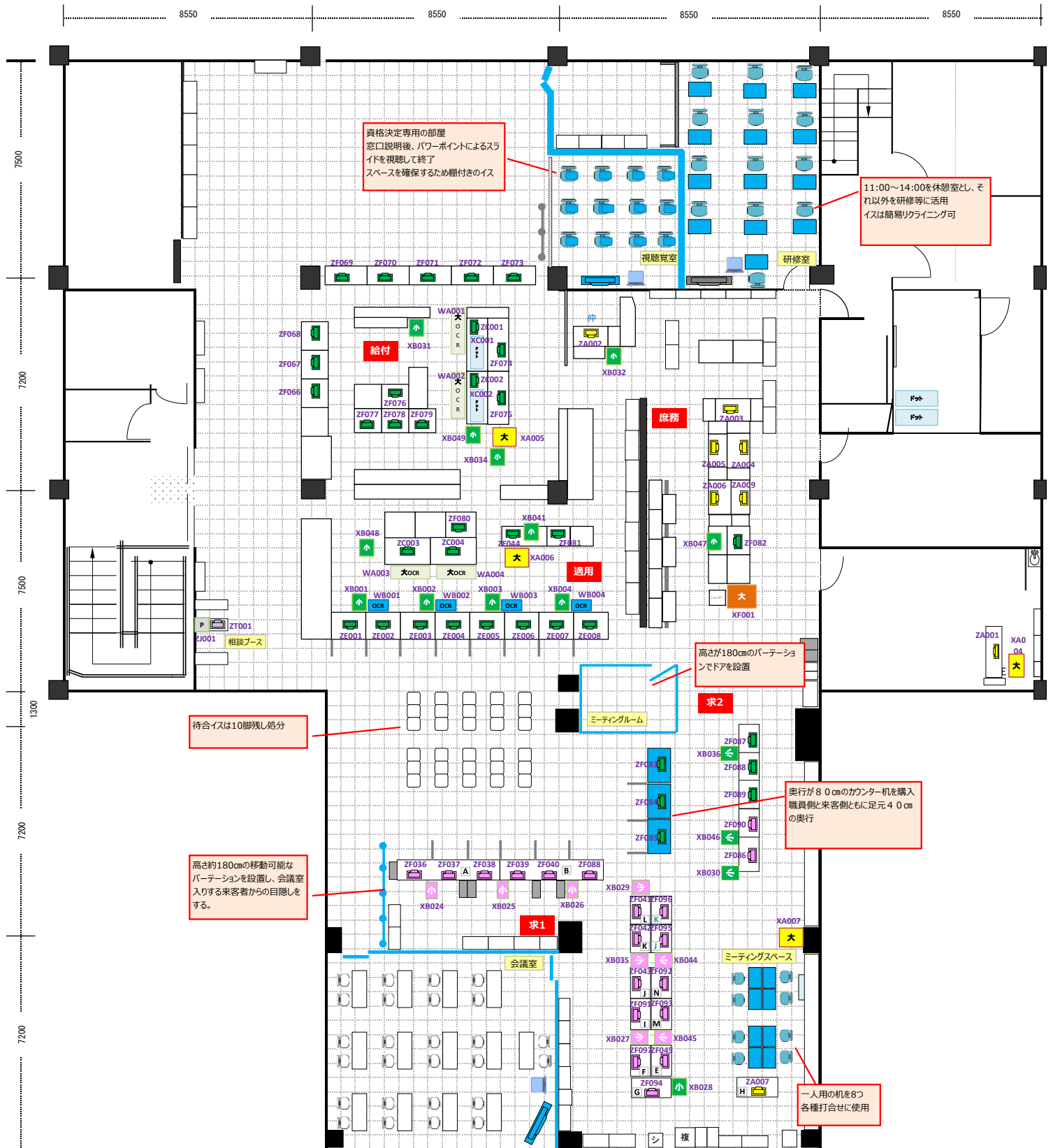
ハローワーク岡山 1F 新レイアウト



ハローワーク岡山 2F 現状レイアウト



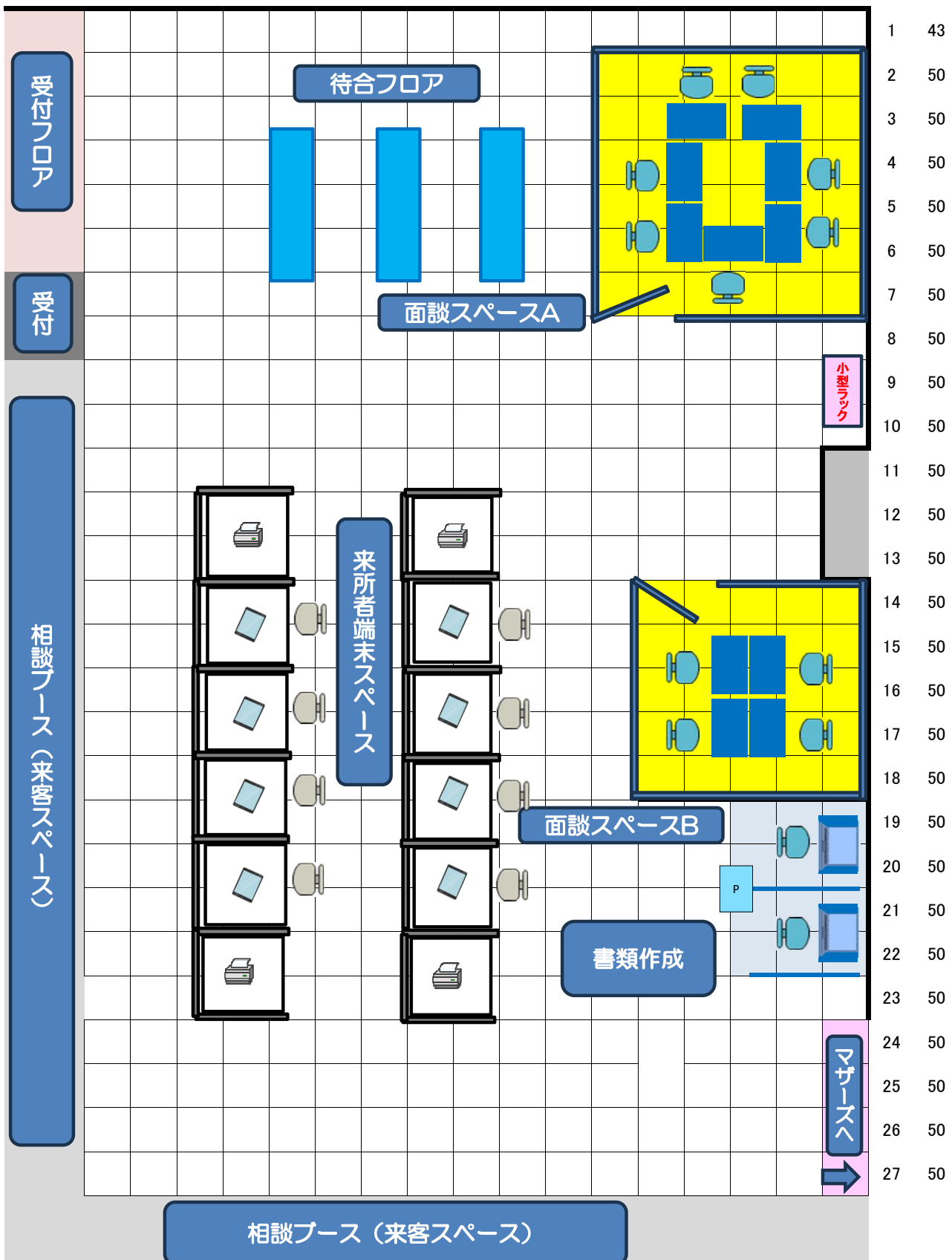
ハローワーク岡山 2F 新レイアウト



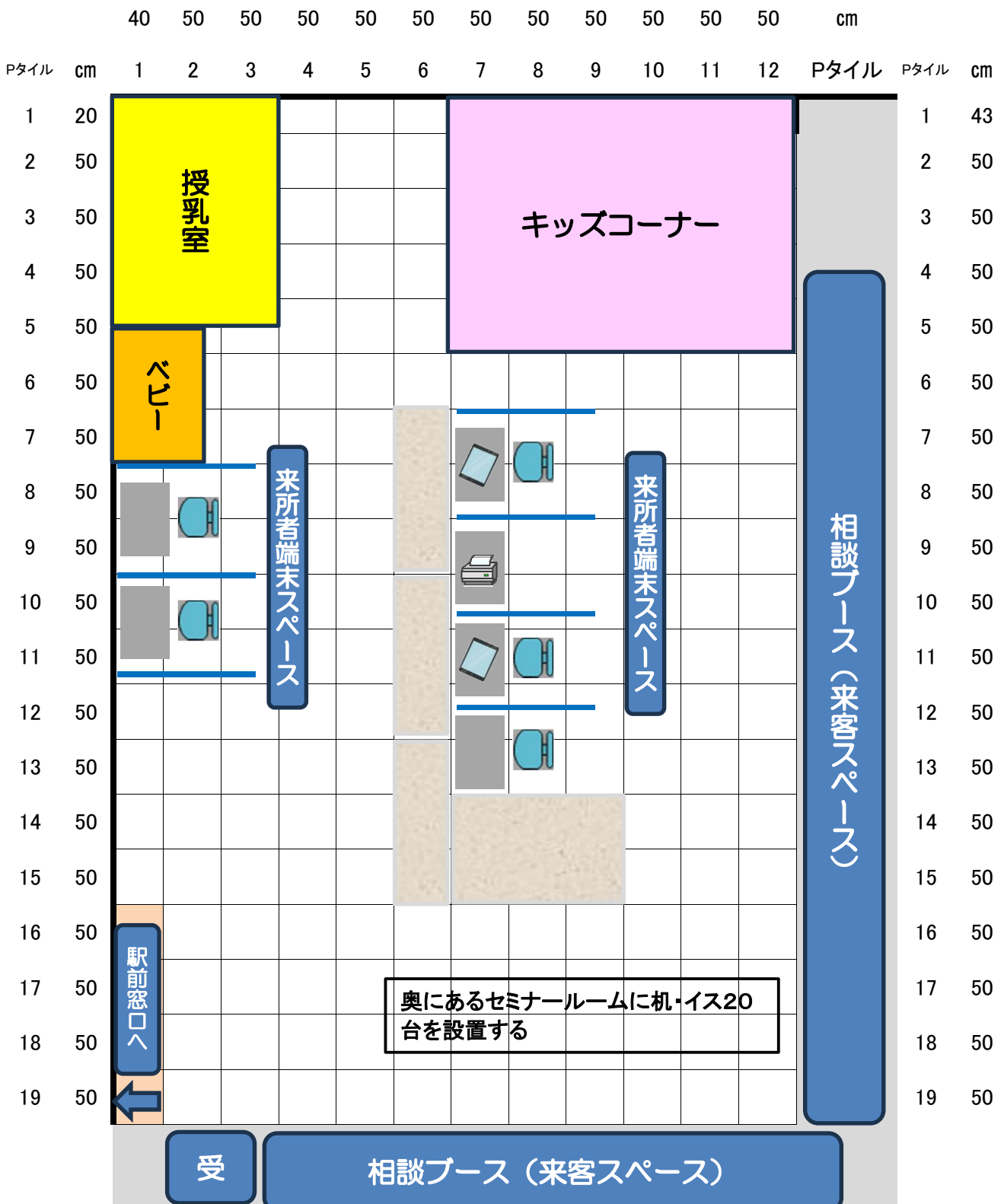
ハローワークプラザ 新レイアウト

cm 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 50 40

Pタイル 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 Pタイル cm



ハローワークブラザ（マザーズ） 新レイアウト



3 入 札 説 明 書

この入札説明書は、本件入札に関し、会計法その他関係法令に関するもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という）が熟知し、かつ、遵守しなければならない事項を明らかにするものである。

1 入札に関する事項

- (1) 調達件名 岡山公共職業安定所のレイアウト変更に伴う什器等購入及び移設等業務一式
- (2) 履行期間 契約締結日から令和9年1月29日
- (3) 仕様 仕様書のとおり
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 入札

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行う。

入札参加者は、この入札説明書、2に示す仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。この場合において、関係書類に疑義があるときは、指定日時までに「調達についての質問票」により質問することができる。ただし、入札書を提出した後においては、関係書類についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (1) 入札金額は「仕様書」に記載した業務の実施に係る費用の総価とすること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること（※入札書に記載する金額には消費税を含めないこと。）。

3 入札保証金及び契約保証金

予算決算及び会計令第77条第1項第2号、第100条の3第1項第3号に基づき免除とする。

4 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること（未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。）。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、厚生労働省大臣官房会計課長より中国地域で「物品の販売」のA等級、B等級又はC等級に格付けされているものであること。
- (4) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書類提出期限の直近2年間（(ホ) 及び (ヘ) については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - (イ) 厚生年金保険
 - (ロ) 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）

(ハ) 船員保険 (ニ) 国民年金 (ホ) 労働者災害補償保険 (ヘ) 雇用保険

(注) 各保険料のうち(ホ)及び(ヘ)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない(分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。)こと。

- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないこと。
- (9) その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

5 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、様式3により事前に申し出る必要がある。

また、電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手順に従い、電子調達システムを通じて様式4-3の証明書を令和8年10月30日(金)午後5時までに提出しなければならない。

なお、入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

入札書の提出期限 令和8年11月2日(月)正午まで

(令和8年9月9日(水)午前9時以降、提出可能であること。)

※ 電子調達システムに到着するように提出すること。なお、電子調達システムにより入札する場合には、通信状況により提出期限内に入札書が到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うこと。

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札書の提出期限 令和8年11月2日(月)正午まで

※郵送による入札書の提出を認める。(到達時間厳守のこと。)

※令和8年9月9日(水)午前9時以降、提出可能であること。

② 入札日時・場所・契約条項を示す場所・問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階

岡山労働局総務部総務課会計第二係

電話：086-225-2011

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙1-1の様式にて作成し、別添「封筒記載例」により封筒に入れ封印し、提出する。

なお、代理人が入札する場合は、別紙1-2の様式を使用するものとし、委任状

(様式2)は、入札書封筒とは別にし、提出すること。

※ 郵送での提出において、再度入札となることを考慮し、再度入札を希望する場合は、それぞれの封筒の封皮に「○回目」と記入し、何回目の入札書かわかるようにすること。

(3) 同等品申請

(1)仕様書別紙①～③に定める参考仕様品以外の製品の納入を希望する場合は、次に従い「同等品申請書」を提出すること。なお、期限までに申請がない場合や、審査の結果「不承認」となった製品については、同等品の選択は不可とする。

① 提出書類

ア 同等品申請書 (任意様式)

イ 応札予定物品の詳細が分かる資料 (カタログ等)

② 提出期限

令和8年10月27日(火)午後5時

③ 提出方法

ア メール: 33cyotatsu@mhlw.go.jp

イ 照会窓口に持参

④ 同等品について

同等品とは、以下の項目を全て満たすものとする。

ア 規格・品質・性能が、仕様書の内容を満たしていること。

イ 規格・品質・性能が、参考仕様品と同等以上であること。

ウ 参考仕様品の定価(オープン価格の場合は一般的な市場価格)と同額程度の定価の製品であること。

(2)同等品申請に対する承認・不承認の通知は、随時メール等で通知する。

(4) 無効の入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

① 競争に参加する資格のない代理人のした入札

② 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札

③ 記名を欠く入札

④ 金額を訂正した入札

⑤ 入札書に単価、数量及び総価を記載することを求めた場合の入札書に計算誤りがあるもの

⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑦ 明らかに連合によると認められる入札

⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は二人以上の代理をした者の入札

⑨ 入札書に添付して提出することが求められる内訳書その他資料を提出しない者又は不備のある添付資料を提出した者のした入札

⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 入札の延期

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(6) 代理人による入札

① 代理人が電子調達システムにより入札をする場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

なお、電子入札においては、復代理人による入札は認めない。

② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に入札参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して（外国人の署名を含む。）おくとともに、指定日時までに委任状を提出しなければならない。

③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札の辞退

入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出るものとする。

① 入札執行前にあつては、電話連絡のうえ、電子調達システム上にて辞退手続きを行う。ただし、紙媒体による入札を行う場合は、入札辞退届（様式5）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

② 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 開 札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和8年11月2日（月）午後1時

場所：岡山労働局

(2) 電子入札による入札の場合

電子入札により入札書を提出した場合は立会い不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

① 開札当日は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。なお、開札への立会を希望する場合は、開札日の前営業日までに、上記5（2）②の連絡先へ電話で連絡すること。

② 入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行うため、事前の電話での連絡は不要であるが、「開札承諾書」（様式6）を提出しておくこと。なお、下記再度入札となる場合には再入札時間の時間指示があるので、不立会いの場合、開札時間以降、入札参加者又はその代理人は、当局と速やかに連絡が取れる体制を確保しておくこと。

- ③ 開札立会いの場合、入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又はその代理人は、開札場に入場するときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示し又は提出しなければならない。
- ⑤ 開札立会いの場合、入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した入札がないときは、同日中に時間指定の上、再度の入札を行う。

なお、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。再度の入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。

再度の入札の回数は、原則として2回を超えないものとする。

7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出し、かつ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。また、入札者又はその代理人が直接くじを引けないとき、くじを引かない者があるときは、本件入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が決定したときは、入札者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を文書（メール等）及び電子調達システムの開札結果の通知により通知するものとする。

8 契約書の作成

原則、契約書の締結は政府電子調達（GEPS）システムを使用した電子契約によること。なお、格別の事情により政府電子調達（GEPS）システムによる電子契約が困難な場合に限り紙媒体での取り交わしを可とする。

紙媒体の場合、落札者は、支出負担行為担当官等から交付された契約書に記名押印し、遅滞なく支出負担行為担当官等に提出すること。

契約条項は、別添「契約書（案）」のとおり。

9 その他

- (1) 入札した者は、入札後、この説明書、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 入札に要求される事項
紙による入札の参加を希望する者は、本入札説明書4の入札参加資格を有すること

を証明する様式4及び添付書類を、令和8年10月30日（金）午後5時までに提出しなければならない。

また、開札日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（4）支払条件

別添「契約書（案）」に定めるとおり、全ての業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払う。

（5）人権尊重への取り組み

入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

（6）入札情報の公開

電子調達システムにより執行する本案件については、入札結果に関して落札者を含め入札者全員の商号又は名称及び入札価格等を同システムで公表することにあらかじめ同意するものとする。

（7）その他

担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。

10 電子調達システム利用時の緊急の連絡先

障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ヘルプデスク 0570-000-683

ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/>

4 付 記 事 項

1 提出書類

(1) 入札に参加しようとするものは、次の書類を 令和8年10月30日(金)午後5時までに 次に掲げる各書類(様式)を提出すること。

- ① 入札参加資格確認申請・証明書(様式4-3) 【電子入札】
- ② 入札参加資格確認申請・証明書(様式4-2) 【紙入札】
- ③ 資格審査結果通知書(令和07・08・09年度)厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)審査結果通知書の写し【電子入札】【紙入札】
- ④ 電子入札案件での紙入札方式での参加について(様式3) 【紙入札】
- ⑤ 入札参加受付票(様式7) 【紙入札】
- ⑥ 誓約書(様式8) 【電子入札】【紙入札】
- ⑦ 自己申告書(様式9) 【電子入札】【紙入札】

上記①・③・⑥・⑦【電子入札】の書類については、調達システムでデータ添付のこと。提出書類でデータ容量等の兼ね合いから調達システムでのデータ添付が困難な場合は郵送可(期限内到着)とする。

②～⑦【紙入札】の書類の提出にあつては、郵送可(期限内到着)とする。

ただし、いずれの方法であっても郵送の場合は書留など記録が残るものを利用すること。
なお、必要に応じて上記以外の書類を求める場合があるので、その際は速やかに提出すること。
また、担当者等から提出される本入札に係る契約関係書類については、事業者としての決定であること。もし、押印が省略された契約関係書類に虚偽記載等の不正が発覚した場合は、契約解除や違約金を徴取する場合があります。ご了承ください。

(2) 仕様等に関する疑義については、「調達についての質問票」にて令和8年10月30日(金)午後5時までに提出すること。

2 入札方法及び書類等提出方法

(1) この調達件名の入札にあたっては、入札説明書を熟覧のうえ入札書を提出すること。

開札日は令和8年11月2日(月)午後1時であるが、入札に参加する場合、令和8年9月9日(水)午前9時から令和8年11月2日(月)正午までに入札書の提出が必須となる(電子入札参加・紙入札参加ともに)ため、注意すること。

入札書の提出にあたり内訳書を求めている場合、調達システムによる場合には当該内訳書をデータ(PDFもしくはWORD形式により)添付とし、入札書と併せて提出すること。
また、紙入札による場合には当該内訳書を入札書と一緒に入札書封筒に同封、封緘の上、提出すること。

なお、紙入札における代理人委任の場合は、併せて「委任状」の提出を忘れないよう注意すること(入札書封筒に同封しないこと)。

また、紙入札において開札に不立会の場合には、事前に「開札承諾書(様式6)」を提出しておくこと。

(2) 入札書の提出から開札、落札者の決定までの流れについては、当説明書及び別添「入札の流れ」中に明記しているので、十分に確認しておくこと。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒700-8611 岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎

岡山労働局総務部総務課会計第二係 内田 電話 : 086-225-2011

添付書類

契約書（案）

封筒記載例

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛（以下「甲」という。）は、●●●●●●●●●●（以下「乙」という。）との間において、物品の調達に関し、次のとおりの契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 件名 岡山公共職業安定所のレイアウト変更に伴う什器等購入及び移設等業務一式
- (2) 契約金額 円（内消費税 円）
- (3) 納入場所 岡山公共職業安定所、ハローワークプラザ岡山
- (4) 納入期限 令和8年1月29日（金）
- (5) 支払方法 口座支払

（契約保証金）

第2条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（納入方法）

第3条 乙は、契約対象物品（以下「現品」という。）について、甲の指定する期日内に指定の数量を指定の場所に納入するものとし、納品したときは納品書をもって直ちにその旨を甲に通知するものとする。

（検査）

第4条 乙は現品の納入時及び移設業務履行後には、甲の指定する検査担当官の検査を受けなければならない。

- 2 検査の結果、不良品があるときは、乙は、直ちに当該不良品に換えて良品を無償にて納入するものとする。

（契約金額の支払及び遅延利息）

第5条 納入現品の代金の請求について、乙は、納入分を取りまとめ、官署支出官 岡山労働局長（以下「支出官」という。）に納入分に係る請求書を提出するものとする。

- 2 乙は、前項の請求書に「明細」として納入現品の品目、数量、単価、金額を記載しなければならない。
- 3 支出官は、適法な請求書を受理して30日以内に当該請求金額を支払うものとする。
- 4 甲は、自己の責に帰すべき事由により支払いを遅延した場合は、支払期限の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、昭和24年12月大蔵省告示第991号「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件」に定める率により計算して得られた額（百円未満切捨）を遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるとき及びその額に100円未満の端数があるときは、その金額は支払わない。

（納入の延期）

第6条 乙は、期限内に現品の納入が困難な場合は、その事由を明示し、納入期限の延期を甲に請

求することができる。

- 2 前項の場合において、甲は特に遅延料を徴収することができる。この場合の遅延料は、納入期日の翌日から起算して、延滞日数に応じその未納付分に相当する金額に対し、年3%の割合で計算した金額とする。ただし、前項の事由が天災地変その他正当な理由によると認められる場合は、この限りでない。

(所有権の移転及び危険負担)

第7条 現品の所有権は、第4条の検査後、甲が受領した納入現品に係る乙発行の受領書に検印を押印し、当該受領書を乙に交付したときに移転するものとする。

- 2 乙は、所有権移転前に生じた現品の亡失・毀損その他一切の責任を負うものとする。ただし、甲の故意又は重大な過失によって生じた場合は、この限りでない。

(契約の解除)

第8条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。

- (1) 第6条の規定により延期が認められた場合を除き、納入期限に合格品の受渡を終了しないとき。
- (2) 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき。
- (3) 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (4) 甲が行う現品の検査又は納入に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき。
- (5) 第25条の規定に違反したとき。

- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

第9条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第10条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除

措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第11条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第12条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団

員をいう。以下同じ。) であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第14条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第15条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))及び再受託者(再委託以降のすべての受託者を含む。))並びに自己、下請人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第17条 甲は、第8条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第8条第2項、同条第3項、第13条、第14条、第16条第2項及び第23条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第18条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の

反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（再委託）

- 第19条 乙は、業務の全部を第三者（乙の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- 2 乙は、業務の一部を再委託する場合には、様式1により甲に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- 3 乙は、委託業務の一部を再委託するときは、再受託者の行為について全ての責任を負うものとし、乙が本契約を遵守するために必要な事項について本契約書の規定を準用して再受託者と約定しなければならない。
- 4 乙は、再委託先を変更する場合は、様式2により甲に再委託に係る変更承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。

（履行体制）

- 第20条 乙は、再委託の相手方から更に第三者に委託が行われる場合には、前条の手続の際、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を様式3により甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式4により甲に届け出なければならない。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。
- （1）受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更
 - （2）事業参加者の住所のみの変更
 - （3）契約金額のみの変更
- 3 前2項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため、乙に対して説明を求めるとし、乙は速やかにこれに応じなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第21条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。
- 2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

（費用の負担）

- 第22条 この契約の締結に要する費用及び現品納入に至るまでに必要な全ての費用は、乙の負担とする。

（納品物が契約の内容に適合しない場合の措置）

- 第23条 甲は、第4条に規定する納品検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年

以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- (1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと
 - (2) 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
 - 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかった場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

（疑義等の解決）

第24条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。

- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として処理するものとする。

（秘密の保持）

第25条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

（存続条項）

第26条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第5条第4項、第8条第2項、第9条、第11条、第12条、第15条、第17条、第23条、第24条、第25条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を所持するものとする。

令和8年●月●日

甲 岡山市北区下石井1－4－1
 支出負担行為担当官
 岡山労働局総務部長 松岡 宗寛

乙

様式 1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 2

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

様式 3

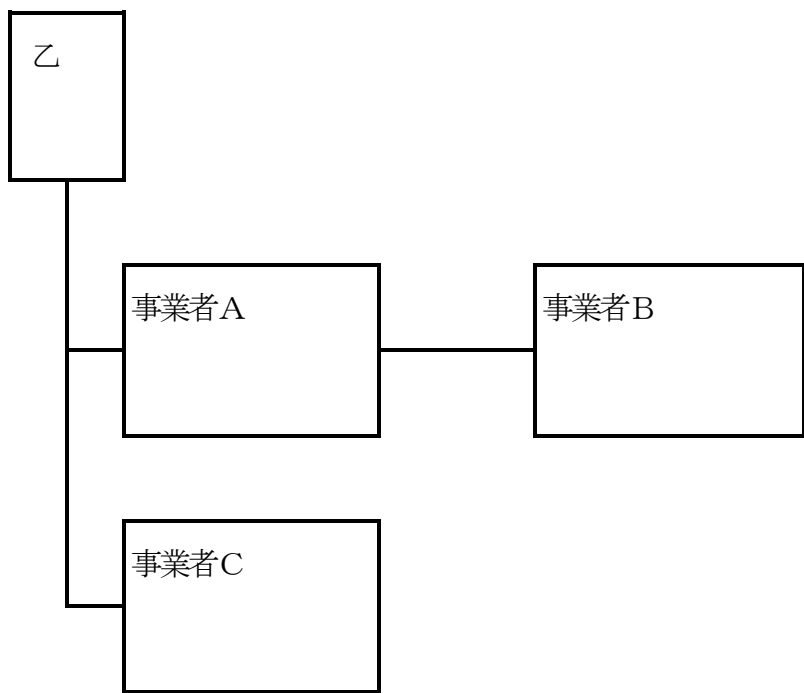
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・ 各事業参加者の事業名及び住所
- ・ 契約金額（乙が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・ 各事業参加者の行う業務の範囲
- ・ 業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



様式 4

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

岡山労働局総務部長 殿

名称

代表者氏名

履行体制図変更届出書

契約書第 20 条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

封筒記載例

封筒表面

岡山公共職業安定所のレイアウト変更に伴う什器等購入及び移設等 業務一式		入 札 書 在 中	支出負担行為担当官 殿
会社名	○○○○○○○○○○○○○○		
住 所	○○○○○○○○○○○○○○		
電 話	○○○○○○○○○○○○○○		

封筒裏面

印
印
印